

職業能力開発校条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 9 月 12 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第 73 号

職業能力開発校条例施行規則の一部を改正する規則

職業能力開発校条例施行規則（昭和 44 年岩手県規則第 71 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>様式第 1 号（第 5 条関係）</p> <p>[略]</p> <div data-bbox="145 568 767 618" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">[略]</div> <p>備考 1 ※印欄は、記載しないでください。</p> <p>2 推薦入校を希望する場合は、<u>第 2 志望欄及び第 3 志望欄は記載しないでください。</u></p> <p>[略]</p>	<p>様式第 1 号（第 5 条関係）</p> <p>[略]</p> <div data-bbox="831 568 1453 618" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">[略]</div> <p>備考 ※印欄は、記載しないでください。</p> <p>[略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。